

令和 3 年 1 0 月 7 日

報道関係者 各位

令和 3 年度 一般会計補正予算（第 9 号）における専決処分について

標記の件について、下記のとおり令和 3 年度一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 概 要 新型コロナウイルス感染症対策  
事業継続支援給付金(第 2 次)の給付に係る補正予算の専決処分

【補正予算額】 71,500 千円 ※全額国費及び県費

【専決処分日】 令和 3 年 1 0 月 7 日

【事業概要】 国のまん延防止等重点措置の適用等に伴う飲食店・遊興施設への営業時間短縮等の影響を受けて売上が減少した島原市内の事業者で、以下の①②いずれかの要件に該当し、売上が一定基準以上減少した中小事業者に対して、事業継続に必要な給付金を支給する。

①県の営業時間短縮要請等に協力した県内の飲食店等と直接・間接の取引があること。

②県内における不要不急の外出・移動自粛要請により直接の影響を受けたこと。

ただし、営業時間短縮要請協力金の給付対象事業者は対象外とする。  
※詳細については別紙のとおり。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 総務課 財政班  
担当 金子  
電話：0957-62-8013（直通）  
E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

至急!!

事業収入が減少した中小事業者(農業・漁業者等を含む)の皆様へ

# 事業継続のための支援金があります

新制度

## 島原市事業継続支援給付金（第2次）

対象者：売上減少額20%～50%

昨年 又は 一昨年と比べて 事業収入が20%以上50%未満の範囲で減少した島原市内の中小事業者（農業・漁業者等を含む）に対し、島原市事業継続支援給付金（第2次）を給付します。

### 給付額

1事業者1か月あたり  
最大10万円  
(2か月で最大20万円)

事業収入減少額を上限に  
8月、9月の最大2か月分を  
給付します。

### 申請期間

令和3年10月13日(水)  
～  
令和3年12月28日(火)

※当日消印有効

### 問合せ・申請先

島原市 商工振興課  
商工振興班  
〒855-8555  
島原市上の町537番地  
☎ 63-1111  
(内線572・571)

詳細は裏面へ

対象  
拡大

## 月次支援金（国の事業）

対象者：売上減少額50%～

事業収入が50%以上減少している場合、経済産業省の月次支援金が申請できます。

長崎県にまん延防止等重点措置が適用されたため、8月及び9月分が申請できる対象事業者が大きく拡大されておりますので、ぜひご活用ください。

### 給付額

▼中小法人等  
最大20万円／月

▼個人事業者等  
最大10万円／月

※農業・漁業者等を含む

支援金の給付を受けるには  
月ごとの申請が必要です

### 申請期間

8月分

令和3年10月末まで  
(※お急ぎください)

9月分

令和3年11月末まで

### 問い合わせ先

月次支援金相談窓口  
☎ 0120-211-240  
☎ 03-6629-0479

受付時間  
8:30～19:00(年中無休)

ホームページ  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

詳細は裏面へ

# 島原市事業継続支援給付金（第2次）

**給付要件** 次の1～5の全ての要件を満たす中小企業者（農業・漁業者等を含む）が対象となります。

- 1 令和3年8月6日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、島原市内にあること
- 2 下記いずれかに該当し、令和3年8月、9月のいずれかの月間事業収入（申請者が営む事業の全事業収入）が対2020年（または対2019年）の同月比で20%以上50%未満減少していること
  - ①令和3年8月10日から9月12日の間、県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること
  - ②令和3年8月7日から9月24日の間、県下による不要不急の外出・移動自粛要請により直接の影響を受けたこと
- 3 令和3年8月、9月分の国の月次支援金、飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと
- 4 令和3年3月31日以前から県内で事業を営んでいること
- 5 令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に滞納がないこと

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類をご用意の上、感染拡大防止のため、できるだけ郵送にて提出をお願いします。 ※トラブル防止のため、郵便物を追跡できる方法にて送付してください。

**申請書類  
入手方法**

- ▶ 島原市役所本庁舎：商工振興課
- ▶ 島原商工会議所
- ▶ 島原市役所所有明庁舎：農林課
- ▶ 有明町商工会

## 月次支援金（国の事業）

**給付要件** 次の①と②に該当する中小法人・個人事業者（農業・漁業者等を含む）  
※休業や時短要請に伴う協力金対象の飲食店等は対象外

- ①飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②上記の影響を受けて、令和3年8月、9月のいずれかの月間事業収入が対2020年（又は対2019年）の同月比で50%以上減少していること

### 申請方法

- ①オンラインにてアカウントの申請・登録（申請ID発番）
- ②登録確認機関（商工会議所、商工会、金融機関、漁協、税理士、行政書士等）で事前確認の実施  
※事前に電話又はメールで予約をして訪問してください。  
**注意：8月分を申請する場合、10月26日（火）までに事前確認を行う必要があります。**  
**申請期限とは異なりますのでご注意ください。**
- ③事前確認完了後、オンライン申請  
※インターネットでの申請のみとなりますので、月次支援金のホームページから申請してください

### 申請相談会・サポート体制

#### 相談会（※事前予約制）

令和3年10月15日（金曜日）9時30分～17時30分  
場 所：島原商工会議所会議室（島原市高島2丁目7217番地）  
料 金：無料  
※相談会にこれない場合、個別の訪問相談も可能です。  
詳しくは下記までお問い合わせください。  
（一社）長崎県中小企業診断士協会  
☎ 095-832-7011 ✉ pres@shindan-nagasaki.jp

#### サポート体制

10月18日以降、島原商工会議所会議室において月次支援金のサポート会場を設置予定です。日程や来訪予約などの詳細については、後日長崎県・島原市ホームページ等でお知らせします。